

東西海運株式会社 行動計画（第 4 回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標：計画期間内において、育児休業の取得を促進し、男性の育児休業取得人数を 5 人以上とする。

<対策>

- 2024 年 4 月～ 相談窓口の設置について検討
- 2025 年 4 月～ 相談員の研修
- 2026 年 4 月～ 相談窓口の設置について社員への周知